

「張楚」とはなにか

太田 麻衣子

【要約】

「張楚」とは、陳勝・呉広の乱を起こした陳渉が、王として即位した際に号したことばである。先行研究では、馬王堆漢墓帛書「五星占」や「刑德」をもとに、「張楚」は国号や紀年、政権名などとみなされ、漢初には二世皇帝ではなく「張楚」に法統が認められていたと考えられてきた。しかし、それは文革期に「張楚」が「農民反乱」を起こした陳渉の「革命政権」として位置づけられ、さらには中国文明多元論の興隆により、楚という要素が重視されるなかで生まれた観点である。本稿ではまずその問題を指摘したのち、陳勝・呉広の乱の経緯を詳細に分析し、「張楚」が本来は陳渉が「楚を再興した」ことを公言したことばそのものであり、国号でも政権名でもなかったこと、「五星占」や『史記』天官書などの術数書の文脈では、反秦勢力蜂起の起点、あるいはその年を示す語として用いられていること、そして陳渉政権に法統は認められていなかったことを明らかにした。

史林 一〇八巻五号 二〇二五年九月

はじめに

「張楚」とは、二世元（前二〇九）^①年に陳勝・呉広の乱を起こした陳勝こと陳渉が、王として即位した際に号したことばである。この語は『史記』をはじめとする伝世文献によって現代まで伝えられてきたが、一九七〇年代以降には出土史料のなかにも「張楚」の語をみることができるようになった。その嚆矢となったのが、一九七三年に湖南省長沙で発掘さ

れた馬王堆三号漢墓の副葬品、いわゆる馬王堆漢墓帛書の「五星占」と「刑德」である。両書はいずれも天文・曆法にもとづく占いが記された術数書であり、とりわけ「五星占」の末尾には、秦始皇元（前二四六）年から漢文帝三（前一七七）年までの七〇年間にわたる惑星の運行を記した運行表が附してあった。そして、その一年も欠けることなく記された七〇年の紀年のうち、始皇帝が死去した翌年の欄には、二世皇帝元年を示す語ではなく「張楚」の語が記してあったのである。こうした出土史料の出現をうけ、学界では「五星占」の記された漢初には二世皇帝よりも陳渉のほうが尊重されていたと議論されるようになった。そしてさらには田余慶（一九八九）によって、漢初には二世皇帝ではなく「張楚」、つまりは陳渉に法統を認める觀念があつたとまで論じられるようになったのである。田氏の説は戰國秦漢史研究に多大な影響を及ぼし、二〇一三年に湖南省益陽兔子山遺址八号井から「張楚之歲」と記された觚が出土した際には、漢代には「張楚」あるいは「楚」がひとつの時代名として認識されており、漢は「張楚」政權から法統を継承したと考えられていた（湖南省文物考古研究所、二〇二三）、と紹介されたほどだった。

しかし、近年では辛德勇（二〇一五）や陳侃理（二〇二二）のように、田氏の説を覆す議論もなされている。田氏は『史記』にも楚を尊重する意図があるとするが、辛氏は版本研究によりそれを否定し、さらには術数書である「五星占」を政治史の組上で解釈することにも疑義を呈した。確かに「張楚」に関するそれまでの研究においては、ひとえに「五星占」に示される編年のあり方だけが議論され、「五星占」が術数書であることには目がむけられていなかった。本来に「張楚」に法統が認められていたのかは、「五星占」の術数書としての文脈をふまえたうえで再検討しなければならないのである。

こうした問題意識から、前稿では「五星占」の運行表について分析し、それが漢王朝の正統性を天文術数の観点から主張するものだったことを明らかにした。そして同様の思想が『史記』天官書にもみえること、「張楚」の語はそこにも記されていることを指摘したが、紙幅の都合から天官書との関わりについては詳しく論じられなかった。そこで本稿では、

まず中国古代史研究において「張楚」が重視されるようになった背景を研究史の観点から考察し、ついで「五星占」の運行表に示される思想と天官書の関わりをもとに、術数の文脈で「張楚」の語がどのように用いられていたのかを分析する。そして、なぜそのような用いられ方をようになったのかを陳渉の挙兵まで遡って検討することにより、「張楚」ということが本来は何を意味していたのか、それが後世にはどのように展開していったのかを明らかにすることにしたい。

① 当時は十月歳首であり、歳首の段階ではまだ前二一〇年である。本稿でとりあげる紀年の多くは十月歳首だが、以下、同様の問題はふた

たびは注記しない。
② 本稿にいう「前稿」は、すべて太田(二〇二五)を指すものとする。

1. 研究史が示す楚への期待

馬王堆漢墓の発掘された一九七〇年代は、中国古代に関わる研究にとってひとつの画期となる時代である。当時は殷墟婦好墓や始皇帝陵兵马俑坑などのように各時代を代表する遺跡があいついで発見され、馬王堆漢墓と同様に大量の文字史料をもたらし雲夢睡虎地秦墓も発掘された。そして、八〇年代にはそうした新出史資料にもとづく様々な知見が、学界にいくつもの新しい潮流を生みだしていったのである。

ただし、楚系^①の出土史資料は、それよりも半世紀ほど早い段階からすでに注目されるようになっていた。一九二一年にスウェーデンの地質学者アンダーソンが仰韶文化の標識遺跡を発見したことに象徴されるように、一九二〇年代には欧米の学者が主導するかたちで中国でも近代考古学による調査が開始する。一九二八年には中央研究院歴史語言研究所による初の本格的な発掘調査として殷墟の発掘もはじまったものの、一方では盗掘や横流しによる出土品の海外流出も盛んとなり、そうしたなかで安徽省蚌埠に滞在していたスウェーデンの鉄道技師カールベックは、近隣の寿県から出土した青銅器群を入手したのである。彼はそれらのなかに漢代以前の鏡があることの学術的価値に着目すると、当地に特徴的な青銅鏡

をもとに楚の芸術が漢の芸術にどれほど影響したのかを論じ（Karlsbeck, 1926）、さらには入手した文物を欧米各地に輸出していくこともおこなった。こうした彼の活動を契機として、楚系青銅器は世に広く知られていくようになったのである（劉節、一九三五、三～四葉）^②。

周知のとおり、楚はもともと長江・漢江流域の江漢平原に栄えた国である。ただし、長い歴史のなかでその勢力は広範囲に拡大し、戦国後期に江漢平原を秦に奪われたのちは、黄河・淮河にはさまれた黄淮平原へと遷都した。淮河南岸に位置する寿县はそうした楚が最後に都を置いた地であり、一九三〇年代には近郊の朱家集李三古堆で幽王の墓とされる遺跡も出土している。^③もともとそれが三度にわたって盗掘されたように当時は盗掘が横行しており、二〇年代から四〇年代にかけては湖南省でも長沙を中心に多くの古墓が盗掘された。楚系出土史資料の研究は当初、こうした非学術的な手段によってえられた史資料をもとに進められていったのである。その後、楚系の遺跡・遺物に関わる科学的な発掘は一九五一年に長沙で開始し、六〇年代からは湖北省を中心に楚文化探索事業も推進されるようになった。そして、全国的に発掘ラッシュを迎えた七〇年代には、楚系史資料の出土も急増していったのである。

こうして現在までにえられてきた楚系出土史資料は、質・量ともにきわめて豊富なものとなっている。その背景には上述の経緯やそもそも楚と関わりの深い地域が広範囲に及ぶことのほかに、それらの地域の気候風土や埋葬習俗などが、漆木器や簡牘、布帛といった繊維質の保存に適していたことも挙げられる（郭德維、一九九五、八～九頁）。そのため楚系出土史資料の性質・種類は多岐にわたり、一九八〇年にはすでに中国考古学会第二次年会で楚文化に関する問題を重点的かつ多角的に討論できるようになっていた。^④そして、それにもない出土か伝世かを問わず、楚に関するあらゆる分野を包括、体系化した楚学を打ちたてようとする動きも進展し、九〇年代にはその最初の集大成となる張正明主編『楚学文庫』全十八巻が公刊されたのである。

こうした楚学興隆までの一連の展開をより広い視野からみると、そこには新石器時代に栄えた河姆渡文化や良渚文

化に象徴される長江文明の独自性、すなわち中国古代文明が中原一元的ではなく、多元複合的なものであることへの期待も存在していた^⑤。河姆渡遺跡もまた七〇年代に出土した遺跡のひとつだが、当時は中原一元論が定説となっていたなかで、黄河文明の追従ではない、独自に発展してきた長江文明の存在が実証されたことは、中国文明多元論が主流となる機運を高めることとなったのである^⑥。そうしたなかで楚文化は、長江流域で何千年にもわたり営まれてきた原始文化発展の一結晶として、そこからさらに中国古代文学の一流源となる『楚辞』を育んだものとして、長江流域だけにとどまらない、中国古代文化の重要な一構成要素として位置づけられた。そのため、楚文化の発生・発展過程の探究は中国古代文明の多元複合性の解明につながると考えられ、考古学だけでなく文献史学の観点からも熱烈な期待が寄せられるようになったのである(俞偉超、一九八一)。

田(一九八九)が秦漢交替期における楚の重要性を強調し、漢初には「張楚」に法統が認められていたと主張したのも、こうした流れのなかで高まっていた楚への高揚感と無関係ではなかっただろう。そもそも馬王堆漢墓が発掘された当時、中国はまだ文革のさなかにあつた。そうしたなかで劉乃和(一九七五)は、馬王堆漢墓帛書の「五星占」や「刑德」では二世皇帝の紀年が記されるはずのところに「張楚」と記してあつたことに着目し、漢初には二世皇帝ではなく「農民反乱」を起こした陳渉の「革命政權」に権威が認められていたと論じたのである。「張楚」はそれにもなつて国号とみなされ、だからこそ二世皇帝の紀年にかえて「張楚」と記されたのだと考えられるようになった^⑦。もつとも、「張楚」を国号とする点については鮑善淳(一九七九)が早い段階から疑義を呈していたものの、張政烺(一九七九)はすぐさまそれに反応し、「張楚」は国号であり紀元にもなりえたのだと、あらためて主張したのである。

田氏はそうした張氏の説に依拠しつつ、この問題を大義名分論にもとづく伝統的な『史記』批判の文脈に結びつけた。周知のとおり、陳渉と項羽は『漢書』では列伝でひとまとめにされる一方、『史記』では世家と本紀に分けて記される。田氏はそれをはじめとして『史記』には楚を尊重する観念があると論じると、さらには「五星占」に記された「張楚」の

語をもとに、漢初には陳涉に法統が認められていたのだと主張した。そして、睡虎地秦墓竹簡「編年記」こと「葉書」もふまえながら秦末に楚が興起した背景を戦国時代にまで遡って考察し、戦国から秦、そして漢へとつながる楚の連続性を解きほぐそうとしたのである。

氏はそうした議論をおこなうにあたって劉邦を楚に淵源をもつ者と位置づけ、それにより楚と漢の連続性を説明しようとしたが、同様の論理はつとに、

陳涉・呉広から項羽・劉邦にいたるまで、秦末最初に蜂起した群雄の多くは楚人であり、古代史研究者がつとに指摘するように、漢王朝建国の君臣はもともと楚人を主力とするものだった。それゆえ楚文化は漢代の文化の醸成と形成に、特別な影響を及ぼさざるをえなかったのである。

という李学勤（一九八一、三九頁）の説にみることもできる。李氏は秦漢墓出土の簡帛史料には楚文化の影響やその痕跡が多分にみられるとし、その理由について右のように述べた。前掲 Karbeck (1926) のように、漢文化に楚文化の影響がみられることは、楚系出土史料が世に広く知られるようになった当初から指摘されていたことではある。ただ、それはあくまで出土地の寿县が戦国後期の楚や漢代の淮南国の古都にあたるという、地域的な枠組みのなかで言及されたものだ。李氏もまた同様に、自身のとりあげた史料が田氏も用いた睡虎地秦墓竹簡や馬王堆漢墓帛書、そして双古堆漢簡という、いずれも楚地ゆかりのものであることにはむしろ着目をしている。しかし、前述のように当時は中国古代文明を多元複合的なものとみなす声が強まりはじめ、その一翼としての楚文化に期待が寄せられているさなかだった。そうしたなかで、李氏は南方という一地方に栄えた楚の文化と、統一王朝としての漢の文化を、王朝の創始者でもつて右のように結びつけようとしたのである。

ただ、それとほぼ同時期に、俞偉超（一九八二）は考古学の立場から、秦による統一の過程で各地の文化が統合されていったことを指摘している。李氏もまた、李学勤（一九八四、一二頁）では楚文化が漢代の文化の醸成と形成に重大な影響

を与えたことをふたたび述べつつも、秦文化が漢代文化の基礎になったとも述べ、その他の文化の影響も同様に無視できないとする。そして、カールベックが鏡をもとに指摘した漢文化にみられる楚文化の影響についても、実際には楚から漢へと直接継承されたものではなく、秦による生産レヴェルでの再編成を経たものであったことが、岡村(一九九一)によって実証されたのである。

しかし、それにもかかわらず文献史学の分野では、むしろ田(一九八九)を契機として、漢王朝にとって楚がどれだけ重要だったのかが議論されるようになっていった。なぜなら、秦王朝と漢王朝のはざまには、短いながらも実際に楚の時代があったからである。そうしたはざまの時代を「秦楚漢間」という用語で浮かびあがらせた李開元(二〇〇〇)は、隋唐王朝の起源を閩隴集団に求めた陳寅恪(一九四六・一九四七)にならない、王朝を創建した人間集団を通じて王朝の起源や性格を明らかにしようと、「劉邦集団」に「軍功受益階層」という位置づけを与えた^⑧。そして、劉邦が楚人であること、劉邦集団もまた楚人を中核とする集団であることをくり返し述べることによって、楚をその淵源として位置づけたのである。

もともと、劉邦が楚人か否かは史料に明言されておらず、陳蘇鎮(二〇〇一、三六―三八頁)や松島(二〇一〇)は魏人説でもってそれを否定する^⑨。しかし、藤田(二〇一五)に代表される藤田氏の諸論考でも、秦末漢初期の諸事象を解釈するにあたっては楚との関わりが重視され、劉邦についてもやはり楚人とする主張がなされている。李氏が秦と漢というふたつの王朝をつなぐ楚の存在に光をあて、その楚と戦国の楚との連続性を藤田氏が探ろうとするように、楚の連続性に着目した田氏の観点は、日本ではおもにこの両氏によって積極的に展開されていったといつてよい。

ただし、秦末漢初期の楚については、相反する位置づけもなされている。そもそも漢は、戦国時代の終焉から二〇年足らずして誕生した王朝である。そのため、秦末漢初期の諸事象を戦国時代からの連続性のうえで把握することは確かに重要であり、^⑩ 秦が諸王を滅ぼして創出した皇帝号を、諸王を封建していった漢が踏襲するまゝに、楚がまず王号を復活させ、

皇帝号ではなく帝号のもとで諸王を生みだしていったことも軽視されるべきではない。^⑪ そうした楚の義帝と同じ帝号・生号を秦末漢初期に自立した南越も用いていたことは、栗原（一九五七）によつてまず指摘されたのち、一九八三年に西漢南越王墓から出土した「帝印」玉璽・「文帝行璽」金印によつて証明された。そして、それを契機として義帝の楚と「越的世界」のつながりに着目した平勢（一九九六・一九九八）・吉開（一九九八・一九九九・二〇〇〇）は陳渉よりも義帝の楚を重視し、さらに吉開（一九九九）では漢初の楚制に「かつて」「反秦」戦争の過程で「楚」が担ったものと同じもの、すなわち「反漢」イデオロギー」を象徴する意味あいがあった可能性をも指摘したのである。

このように、秦末漢初期の楚については、漢に反するものだったという観点も呈示されている。こうした相反する議論からは、いずれにせよ楚が漢にとつて重要な存在だったらしいことが意識される反面、その楚とは一体何だったのか、という疑問も生じてくるのである。無論、秦から漢へと王朝が交替するにあたって、楚の旗印を掲げた勢力が重要な役割を果たしたこと自体は確かであり、劉邦が秦末に楚の政權に属したことに疑いをはさむ余地はない。^⑫ 秦末に陳渉が再興した楚は戦国後期の楚に起きた政治的・社会的変動の影響を大きく受けており（太田、二〇一九）、劉邦はそのなかに身をおいたという点で、楚人であろうとなかろうと、戦国後期の楚からの流れに位置づけられる人物だった。ただ、従来の議論においては、楚学の興隆とともに高まった楚への期待でもつて、楚という要素を実態以上に評価してきたところもあるだろう。劉邦を魏人とする主張はそうした楚への偏重に対する違和感の表れともいえるが、実際に田氏による楚への評価が過度なものであったことは辛（二〇一五）によつて実証された。田氏は清・呉非「楚漢帝月表」に依拠し、「五星占」だけでなく『史記』秦楚之際月表にも「尊楚」の観念があったと論じたが、辛氏は月表には清・乾隆年間に武英殿本『二十四史』が編纂された過程で大幅な改編が加えられており、改編前の月表にはそもそも楚を尊重するか否かといった問題意識は具わっていなかったとする。そして陳渉が天下に号令した事実もないとして、^⑬ 漢初には陳渉に法統が認められていたとする田氏の説を覆したのである。

なお、月表には陳渉が挙兵した二世元年から漢王朝が成立した漢五(前二〇二年までの八年間の出来事が記されており、その冒頭には「五年のあいだに号令を下すものは三嬪(三回交替)した」とある一方、太史公自序のほうでは「八年のあいだに天下は三嬪した」と述べられる。^⑭そこで田氏は「八年」のほうを是とし、三嬪は秦→張楚→項氏(含楚懷王)→漢家のことだと解釈した。しかし、辛氏は改変前の月表にもとづけば秦→楚(熊Ⅱ義帝)→楚(項Ⅱ項羽)→漢であるとし、その全過程を論じるには陳渉の挙兵からの八年間をとりあげる必要があるものの、三嬪自体は五年間で起きたものであるため、月表の「五年」と自序の「八年」に齟齬はないとする。また、栗原(一九六〇)は「惟漢三年大并天下」瓦当をもとに、漢王朝成立後に漢の紀元が一年三ヶ月早められていたことを指摘し、それによつて秦→楚→漢の順序による主権の推移が、秦→漢の順序に改められたのだと主張した。^⑮前稿で論じたように、「五星占」の運行表には氏の指摘する紀元の改定において鍵となった曆が記されており、したがって「五星占」はむしろ楚の法統をうち消していることになるのである。

こうした解釈は、漢王朝の正統観について論じた陳(二〇二二)が、「五星占」に示されているのは秦から漢への継承だとみなしている点とも合致する。では、「五星占」に記された「張楚」の語とは、一体何だったのだろうか。これについて辛氏は、そもそも術数書である「五星占」を政治史の組上で解釈することに疑義を呈し、「張楚」の語は使用者の個人の関心から注記されたものにすぎないと位置づける。これは「刑徳」に記された「張楚」の語に対する胡文輝(二〇〇〇、一六九五)の説をそのまま「五星占」にあてはめたものだが、一方で陳氏は「刑徳」に対する程少軒(二〇一四b)の説にもとづき、辛氏の解釈は帛書に反映されている政治観念を過小評価しているとして批判した。陳氏の指摘はもつともではあるものの、「五星占」や「刑徳」が術数に関わる書であることは確かであり、そのことに注意を払う辛氏の姿勢は範とすべきものである。術数に関わるものである以上、そこに記されている「張楚」の語もまずは術数の文脈をふまえて解釈しなければならないのであつて、その作業を経ないまま政治史の組上に載せてしまつては、本来の意味をとりそこねてし

まうことになりかねない。とりわけ、「五星占」と同様に天象と地象の相関関係について述べる『史記』天官書においても「張楚」の語は「五星占」と同じ文脈のなかで用いられているのであるから、その点を考慮しないまま、「五星占」に記された「張楚」の語を解釈することはできないのである。

そこで、以下では術数の文脈のなかで「張楚」の語がどう用いられていたのかを確認し、そのうえで政治の文脈における「張楚」の意味を検討することによって、「張楚」に対する従来の認識を是正することにした。

- ① 陳振裕（二〇〇八）は、楚文化とは周文化を形づくるもののひとつであり、狭義には楚地の楚人が八百年以上にわたる楚国の歴史のなかで創造した文化を指すと定義する。本稿にいう「楚系」とは、こうした狭義の楚文化や、その文化に特徴的な文化要素を具えたものを広く指す。というのも、楚文化とは何かが議論されはじめた当初、それは楚国や楚地、楚人といった具体的な範疇を超えた、一種の抽象的な概念であると位置づけられた。当時は後述の中国文明多元論が勢いづくなかで、黄河と長江の対比から、さらには嶺南にまでその影響が及ぶことから、「南方の文化としての楚文化」に注目が集まったのである。また、蔡昭侯墓や曾侯乙墓などのように、楚墓ではない墓に楚文化の影響が色濃く反映されていたことも、そうした観点が生まれた背景にはあった。陳氏の定義はそれから二〇年以上の年月を経たものであり、楚地・楚人・楚国に限定している点で当初の定義からは変化しているが、氏もまた広義の楚文化については、楚国成立前の先楚文化や、楚国滅亡後も継続していった楚文化をも含むものと位置づける。楚文化の定義に関する初期の議論については、夏鼎（一九八二）・蘇秉琦（一九八二）・俞偉超（一九八二）・稲畑（一九八四）参照。
- ② なお、鉄道技師のカールベックが青銅器をはじめとする文物を入手するようになった経緯やアンダーソンとの関わり、カールベック・シ
- ンジケートについては、Johansson (2012, pp. 101-119) 参照。
- ③ 近隣からは、考烈王の墓とされる武王墩一号墓も出土している（李瑞、二〇二四／劉美子ら、二〇二五）。また、本稿校正時には安徽省文物考古研究所ら（二〇二五）も公刊された。
- ④ 以上の経緯は多く俞偉超（一九八一・一九八四）・稲畑（一九八四）に拠る。
- ⑤ 郭德維（一九九五）をはじめとする『楚学文庫』の編者献辞でも、中国古代文化の多元複合性に言及されている。
- ⑥ 吉聞（二〇一四・二〇二〇）にまとめられる氏の一連の研究によると、中国文明二元論から多元論への転換は二〇世紀初頭にはすでに起きており、一九三〇年代に始動した良渚考古学はそれを後押しするかに思えた。しかし、満洲国建国などの内憂外患から中国国内は一元論的な国史を求めるようになり、一九四九年に政権政党となった共産党も、マルクス主義的唯物史観にもとづく時間軸のなかでの一元論的解釈を重視したという。
- ⑦ なお、『史記会注考証』陳涉世家に「張楚、國號、取長大之義」とあるように、「張楚」を国号とする説は「五星占」の出土以前からすでに存在していた。ただし、趙德祥（一九八一）によると「五星占」により国号説が普及するまえには、「張楚」は「張大楚国」の意味に

解釈され、陳渉が樹立したのは張楚国ではなく楚国だとするのが通説だった。

- ⑧ 西嶋 (一九四九) 以来の劉邦集団に関する議論とその要点については、松島 (二〇一八) 序章参照。

- ⑨ ただし、初期の劉邦集団については両氏で見解が異なっており、陳氏は楚人を中心とする集団、松島氏は魏人を中心とする集団だとする。また、松島氏の議論は、劉邦出生時に沛は魏の領土になっていたとする吉本 (二〇〇四) の説をふまえたものであり、柴田 (二〇一二) は彼らが何人かということよりも、劉邦やその集団の発生地が政治的・文化的な交界地域であったことに着目する。

- ⑩ 漢初の体制を戦国期への回帰とする視点はつとに大庭 (一九八二、二三―二五頁) に示されるが、大櫛 (一九九五) は漢初の「統一」体制が戦国時代の「国際」秩序の延長線上にあることを指摘し、大櫛 (二〇二五) 所収の諸論考では、戦国から漢初までの歴史的連続性が楚地に限らず諸地域で確認できることを論じる。

- ⑪ 秦と漢で皇帝観が異なることやその背景については、西嶋 (一九七〇)・栗原 (一九七二)・浅野 (一九九二、第二部第十・十三・十四章)・杉村 (二〇一一) 参照。

- ⑫ 松島 (二〇一〇・二〇一七) は、そもそも劉邦は常に懷王心政権の

2. 術数の文脈における「張楚」

「五星占」の運行表では、始皇元年から漢元年の前年までは一度も紀年が改められない一方、漢元年以降は高祖・恵帝・呂后・文帝の元年で紀年が改められている(図参照)^⑬。そこで吉本 (一九九六、六六―六七・二〇七―二〇八頁) は、呂后を本紀に配することは儒家的な大義名分論において古くから批判されてきたものの、呂后を帝王とみなすことは前漢初期

麾下にいたわけではなかったとし、劉邦は魏人であって、その軍勢も多様性に満ちた軍団であると位置づける一方、そうした集団が凝集した核として楚王から与えられた爵に着目しており(二〇一八、九四頁)、劉邦が楚の政権に属したことの重要性を認めている。

- ⑬ 陳渉を反秦の盟主とする観点については柴田 (二〇一一) もつとに疑問視しており、柴田 (二〇一八、二・五五頁) では不適當であり成立しがたいと述べている。陳渉やその反乱に関する先行研究については柴田 (二〇一八) 第二章参照。

- ⑭ 『史記』秦楚之際月表「五年之間、號令三嬗。」

- 『史記』太史公自序「八年之間、天下三嬗。」

- ⑮ この改定により、本来は正月歳首として前二〇五年にはじまったはずの漢元年は、一年早められたうえに十月歳首となり、正月歳首として前二〇六年にはじまった義帝元年よりも、三ヶ月早くはじまっていたことになった。月表はするように漢元年を義帝元年より早く位置づけつつも、天下の主宰者を示す一番上の欄は秦から楚の義帝へとつなげており、義帝元年についても明記する。こうした月表のあり方は、漢王朝成立後におこなわれた紀元の改定と実態とを併存させたものとみなせる。

においてはむしろ一般的な認識であり、司馬遷の独創ではなかったと指摘した。「五星占」の運行表にはこのように編年の問題が具わっており、それゆえ「張楚」に関する従来の議論では、「五星占」の術数書としての性格には注意が払われないまま、編年の問題だけが取りあげられてきたのである。

ただし、図に示したように呂后期には元年を示す「元」字がある一方、「張楚」にはそれが無い^②。そのため、そこで改元されていたのか否かが判然としないのである。運行表の紀年は始皇元年からはじまったのち、始皇帝が在位三十七年目に死去したのちも改められないまま、三十八年目の欄には「八・張楚」と記される。そして、翌年・翌々年の欄には「九」、「卅」と記されたのち、「・漢元年」へと接続するのである。そこで先行研究は「張楚」を国号とみなし、「八・張楚」の「張楚」は国号を紀年として扱ったもので、漢初には始皇帝から二世皇帝ではなく「張楚」に法統がうつったとみなされていたと解釈した。それにしたがえば、実際には「八・張楚」で改元されていたことになり、「八・張楚」は張楚元年、それに続く「九」、「卅」は張楚二年、三年となつてしかるべきである。しかし、陳涉政權は発足から半年で崩壊しており、その後に成立した楚の政權が「張楚」という国号や年号を踏襲したことを示す史料もあるわけではない。

また、兎子山遺址八号井出土匱によつて「張楚之歳」という大事紀年の存在が明らかになると、「張楚」の語自体は紀年ではない、つまりは年号ではないと考えられるようになった。そうした紆余曲折を経て、現在ではおおむね「張楚」は政權名とみなされるようになってゐる。ただし、劉（一九七五）や張（一九七九）らが着目したように、「張楚」の語は「五星占」と同じ馬王堆漢墓帛書の一部である「刑徳」においても、秦・漢の紀年と一緒に用いられているのである。「刑徳」は厳密に言えば兵占書に分類されるものだが、兵占書とは術数と兵法のあわさつたものであり、術数に関わる書であることに違いはない。そうした「刑徳」と「五星占」での用法からして、術数の文脈では「張楚」の語が紀年と関わり深い用いられ方をする事自体は確かである。そこで本章では、そうした術数の文脈における「張楚」の語が一体何を意味していたのかを明らかにすべく、まずは「刑徳」に記された「張楚」の語からみていくことにしたい。

與營室晨出東方	二	元・秦始皇	一	二
與東壁晨出東方	三	三	二	三
與畦（奎）晨出東方	四	四	三	四
與婁晨出東方	五	五	四	五
與胃晨出東方	六	六	五	六
與昂（昂）晨出東方	七	七	六	七
與畢晨出東方	八	八・張楚・元	七	八
與觜晨出東方	九	九	八	九
與伐晨出東方	十	十	九	十
與東井晨出東方	一	漢元	十	一
與東井晨出東方	二	二	一	二
與輿鬼晨出東方	三	三	二	三
與柳晨出東方	四	四	三	四
與七星晨出東方	五	五	四	五
與張晨出東方	六	六	五	六
與翼晨出東方	七	七	六	七
與軫晨出東方	八	八	七	八
與角晨出東方	九	九	八	九
與亢晨出東方	十	十	九	十
與氏晨出東方	一	一	十	一
與房晨出東方	二	二	一	二
【與】心晨出東方	三	孝惠元	二	三
與尾晨出東方	四	四	三	四
與箕晨出東方	五	五	四	五
與斗晨出東方	六	六	五	六
與牽牛晨出東方	七	七	六	七
與婺女晨出東方	八	八	七	八
與虛晨出東方	九	九	八	九
與危晨出東方	十	高皇后元	九	十

図 「五星占」 填星の運行表

「刑德」の甲編・乙編には六十の干支紀年ごとに太陰・刑・徳の位置が図示されており、そのうち乙卯の図には「秦皇帝元■」（甲篇）・「秦皇帝元」（乙篇）、乙巳の図には「今皇帝十一」（甲篇）、丁未の図には「孝惠元」（乙篇）、そして壬辰の図には「張楚」（甲編・乙編）と附記されている。始皇元年が乙卯なら今皇帝こと漢十一（前一九六）年は乙巳、^④孝惠元（前一九四）年は丁未、陳渉が「張楚」と号した二世元年は壬辰の年となることから、これらの附記は各年がそれぞれどの干支の図にあたるかを示していると解釈できる。したがって壬辰の図に附記された「張楚」は壬辰の年、つまりは二世元年にあたる年を指す語として用いられていると考えられるのである。^⑤

この点だけに着目すると、確かに「張楚」は二世元年にかわる紀年であったかのように見える。ただし、陳（二〇二）も着目するように、「刑德」でも「秦皇帝元」や「孝惠元」には「元」字がある一方、「張楚」にはやはり「元」字がないのである。したがって「張楚」にはもとより元年がなかったこと、ひいては「五星占」の「八・張楚」も張楚元年を意味するものではなかったことがわかる。そもそも「五星

占」は始皇元年から漢元年までの紀年を一度も改めておらず、「八・張楚」はそのなかの一年として記されているにすぎない。そこが本来なら二世元年の紀年が記されるはずの箇所であったがために、二世皇帝ではなく「張楚」に紀年が改まったのだと、先行研究がそう解釈しただけなのである。

では、なぜ「五星占」は始皇元年からの紀年を漢元年まで改めず、かつ二世元年にあたる箇所には「張楚」と記したのだろうか。これについては『史記』天官書の次の記述が示唆的である。

秦の始皇帝の時代には十五年間に彗星が四回もあらわれ、八十日もの長期間にわたるものや、長いものなかには空いっぱい広がるものもあった。そのうち秦はとうとう軍事力をもって六国の王を滅ぼし、中国をひとつにし、四方の異民族を追いはらった。死者が乱麻のように入りまじり重なりあうほどだったので、そこで張楚をもつて一斉に蜂起したのである。三十年間、戦争により相互に蹂躪しあうことは数えきれないほどであり、蚩尤以来このようなことはなかった。項羽が鉅鹿を救援すると枉矢が西に流れ、山東ではついに諸侯が合縦し、西進して秦人を穴埋めにし、咸陽の都を屠った。漢が成立すると五星が東井に会聚した。^⑥

このように、天官書もまた始皇帝の治世から漢の成立にいたるまでの一連の過程を述べるなかで、二世皇帝には言及せず「張楚」の語を用いているのである。また、末尾という東井での五星会聚は劉邦の覇権、ひいては漢王朝の成立を予見した天象として位置づけられるものであり、前稿で論じたように「五星占」の運行表にも漢元年にあたる箇所にはそれを示唆しうる天象が記されていた。^⑧これらの合致からして、天官書と「五星占」の運行表は同じ文脈のなかで「張楚」の語を用いているのだと考えられる。

ここで少し、前稿での議論を紹介しておきたい。「五星占」の運行表では各惑星は始皇元年にそろって宮室と晨出東方したのち、それぞれ異なる周期で規則的な運行をくり返しつつ、漢元年にはそろって東井と晨出東方したことになる。^⑨この東井との晨出東方こそ東井での五星会聚を示唆しうる天象であり、惑星の運行が規則的なものである以上、そうした天象が漢元年に発生することは、始皇元年の段階ですでに定まっていたことになる。そして、それが漢王朝の成立を

予見する天象だというのであるから、「五星占」の運行表は始皇元年からの必然として漢王朝が誕生したことを、天文術数の観点から立証していることになるのである。

前稿では、運行表の紀年が始皇元年から漢元年まで改められていないのも、そのことをより強調するためだと述べた。

一方、そうした「五星占」と同じ文脈のなかで天官書が示しているのは、次の歴史認識である。すなわち、始皇帝は六国を滅ぼして中国を統一すると、さらには匈奴や百越との戦争も推進していった。長引く戦乱に人々が苦しみ、死者がいや増すなかで、ついには「張楚」によって反秦勢力が蜂起する。そのうち秦を屠ったのは項羽だったが、東井での五星会聚によって、のちに劉邦が項羽を破り、漢王朝を樹立することが示される。

これとはほぼ同様の内容は『漢書』天文志にも記されるが、そこでは天官書に肉づけがなされており、二世皇帝についても次のように言及されるようになっていく。

始皇帝が死ぬと嫡子と庶子が殺しあい、二世皇帝が即位したが、親族や將軍、丞相を殺戮し、太白が再び天をよぎった。そこで張楚をもつて一斉に蜂起し、相互に蹂躪しあい、秦はとうとうそれによって滅亡した。^⑩

もつとも、ここに述べられる事績からして、二世皇帝は時局を大きく動かしただけの存在としてはみなされていなかった。それに対して「張楚」のほうは、天官書だけでなく天文志でも反秦勢力蜂起の起点として位置づけられており、さらにはその結果として秦は滅亡したのだと語られる。だからこそ、天象と地象の相関関係について述べる天官書は「張楚」に言及し、二世皇帝には言及しなかった。すなわち、「張楚」は二世皇帝にかわるものとしてではなく、秦滅亡の端緒としてみなされていたのである。

したがって「五星占」や「刑德」に記された「張楚」の語もまた、「張楚」を契機として反秦勢力が蜂起した年を示しているのだと考えられる。では、なぜ「張楚」は反秦勢力蜂起の起点を表す語として用いられたのだろうか。実際のところ、陳渉が「張楚」と号したのち、旧六国各地ではそれに呼応するかたちで様々な勢力が蜂起した。そのことは『史記』

に、

A 戊卒の陳勝らがかつての楚地で反乱を起こし、「張楚」と為した。陳勝は自立して楚王となり、陳に居り、諸將を派遣して各地をしたがわせた。山東の郡県では秦の役人に苦しむ若者たちがこぞってその守や尉、令や丞を殺して叛き、それによって陳勝に呼応した。(秦始皇本紀)^⑪

B 陳勝らは斬で挙兵すると、陳まで行つて王となり、号して「張楚」と為した。多くの郡県ではみな多くがその長官を殺し、それによって陳勝に呼応した。(高祖本紀)^⑫

C 陳勝はこうして即位し王となると、号して張楚と為した。ちょうどこのとき諸郡県で秦の役人に苦しめられていたものは、みなその長官を刑に処して殺害し、それによって陳勝に呼応した。(陳涉世家)^⑬

と記されており、『史記』では前掲天官書とこれらの記述のほかに「張楚」の語を確認することはできない。傍線部の具体的な意味は次章で論じるが、いずれにせよA～Cは陳勝が王となって「張楚」と号し、それに呼応するかたちで諸勢力が蜂起したことを一連のものとして述べている。天官書はそれを「張楚をもつて一斉に蜂起し」と省略して記すのであり、天官書に肉づけをしている天文志ですら、二世皇帝には言及しながらも陳勝の名は挙げないまま、やはり「張楚をもつて一斉に蜂起し」と述べるのみである。こうしたA～Cと天官書・天文志の差異からは、陳勝の号した「張楚」ということは後世には、とりわけ術数の文脈においては、反秦勢力蜂起の起点を表すものとして象徴的に用いられていたことが読みとれる。

では、なぜ「張楚」の語にはそうした象徴性が具わるようになったのだろうか。次章では「張楚之歳」という大事紀年をふまえつつ、政治の文脈をもとに検討することにした。

① 図は裘錫圭主編(二〇一四)をもとに作成した前掲図2を一部省略したもの。(一)内は異体字・通假字の通行字、【一】内は他のものを

参考にして補った箇所を示すが、一部には便宜的に通行字や正字などを直接用い、重文符号も省いて重なる字を補った。以下の出土史料に

ついても同じ。また、本稿引用の馬王堆漢墓帛書の図版・釈文はいずれも裘玉編(二〇一四)に依拠した。

- ② なお、「五星占」の運行表には図に示した填星の表以外に歳星・太白の表もある。歳星の表では呂后元(前一八七)年にあたる箇所に「代皇」とのみ記されており、「皇」字のすぐ下が断裂しているものの、復原状況からしてそこに「元」字は記されていなかったようである。一方、太白の表には「高」皇后と記してあるが、「元」字はこちらにも記されていない。ただ、そもそも「后」字の下に充分な余白がない点には注意が必要である(裘玉編、二〇一四、壹、一七九・一八四頁参照)。前稿では「代皇」を皇帝の代理人を意味する語と解釈し、呂后期が皇后そのものによる統治期間として位置づけられるよりもまえば、皇帝の代理人による統治期間として位置づけられていたと考えた。「元」字の有無とあわせてみても、「五星占」の運行表には漢初に呂后期をどう位置づけるかが検討された痕跡が残っているように思われる。また、前稿で述べたように、現在「張楚」の語が確認できるのは填星の表のみであり、歳星・太白の表では当該箇所破損のため、実際どうであったかは厳密にはわからない。

- ③ 明星(二〇一三)掲載の張春龍氏・陳偉氏・王子今氏らの説による。詳細は次章参照。

- ④ 「今皇帝十二」が漢高祖十一年にあたることはカ林諾斯基(一九九五)参照。

- ⑤ 「五星占」では始皇元年は寅年にあたる攝提格の年とされ(淮南子「天文訓」「太陰在寅、歲名曰攝提格」、同年を卯年とする「刑德」とは干支が一致しない。先行研究はこれを齟齬とみなさず、当時は複数の暦や紀年法が併行していたからだと説明したり、超辰を補正したためだと解釈したりする。いずれにせよそうした状況下では、何年がどの干支にあたるのかを附記する必要性はより高まることになる。

- ⑥ 『史記』天官書「秦始皇之時、十五年彗星四見、久者八十日、長或竟天。其後秦遂以兵滅六王、并中國、外攘四夷、死人如亂麻、因以張楚竝起、三十年之間兵相駘藉、不可勝數。自蚩尤以來、未嘗若斯也。項羽救鉅鹿、枉矢西流、山東遂合從諸侯、西坑秦人、誅屠咸陽。漢之興、五星聚于東井。」

- ⑦ 『史記』張耳陳余列伝「甘公曰、漢王之入關、五星聚東井。東井者、秦分也。先至必霸。楚雖強、後必屬漢。」

- ⑧ 「五星占」の運行表に五星会聚を示唆しうる天象が記されていたことは武田(二〇一一)によって指摘されたが、氏と前稿では「五星占」に示される天象の解釈が少しく異なる。また、氏は五星会聚を理論上のものとみなし、実際には起きていなかったとするものの、浅原(二〇〇〇)・作花(二〇〇一)は東井での五星会聚が前二〇五年、すなわち漢二年には実際に起きていたことを指摘する。なぜ漢二年に起きた五星会聚が漢元年に起きたものとして後世に伝わったのかも含め、詳細は前稿を参照のこと。

- ⑨ 漢元年に東井との晨出東方を示す「與東井晨出東方」という語句が明記されているのは歳星・填星の表のみだが、なぜ太白の場合も同様に解釈できるのかは前稿を参照のこと。また、運行表に記されない辰星・熒惑に対する解釈は武田(二〇一一)にしたがった。

- ⑩ 『漢書』天文志「始皇既死、適庶相殺、二世即位、殘骨肉、戮將相、太白再經天。因以張楚竝興、兵相貽籍、秦遂以亡。」

- ⑪ 『史記』秦始皇本紀「戊卒陳勝等反故荆地、爲張楚。勝自立爲楚王、居陳、遣諸將徇地。山東郡縣少年苦秦吏、皆殺其守尉令丞反、以應陳涉。」

- ⑫ 『史記』高祖本紀「陳勝等起蕪、至陳而王、號爲張楚。諸郡縣皆多殺其長吏以應陳涉。」

- ⑬ 『史記』陳涉世家「陳涉乃立爲王、號爲張楚。當此時、諸郡縣苦秦

吏者、皆刑其長吏、殺之以應陳涉。」

3. 「張楚」の原義とその展開

大事紀年は特定の出来事でもって年を表すものであり、その出来事を顕彰するという点では記念碑としての役割ももつものである。^①「張楚之歳」について、張春龍氏や王子今氏はこれを陳渉が「張楚」と号した年ではなくその翌年、陳偉氏はより具体的に二世二（前二〇八）年を指すものと指摘するが（明星、二〇一三）、それは戦国楚の大事紀年が当該事件の起きた年ではなく、その翌年を示す紀年として用いられていたからである。そのことを明らかにした王紅星（一九九二）は、年明けとともに大事紀年を使用しはじめるためには、当該の事件が起きた年の年末までに、その事件をもとにした大事紀年を翌年の紀年として制定しておく必要があったことも指摘する。「張楚之歳」もそれと同じ手順で定められたものならば、これは陳渉が二世元年七月に「張楚」と号したのち、同年九月までに翌年の紀年として制定され、翌月にあたる二世二年十月から施行されたものだったということになる。^②

現在ではおおむね「張楚」は政権名とみなされているものの、「五星占」が出土した当初、これは国号であると考えられていた。国号説への疑義は鮑（一九七九）のように早い段階からすでになされていたが、近年ではこの「張楚之歳」をもとに、「張楚」はやはり国号ではなかったと主張されるようになっていく。すなわち、尹弘兵ら（二〇二二）は「〇〇之歳」という大事紀年の書式において、〇〇に入るのは当該の事件を指ししめすことばでなければならず、したがって「張楚」は楚の建国という事件そのものを指すことばだと指摘するのである。^③その論理にのつとれば、「張楚」は国号ではないだけでなく、政権名でもなかったということになる。

では、国号や政権名ではないならば、前掲A～Cの傍線部「張楚と為した」、「号して張楚と為した」は、どのように解

釈すべきなのだろうか。当該箇所原文出处は「爲張楚」(A)、「號爲張楚」(B・C)であり、「爲□□」は幅広い意味に解釈できる一方、「號爲□□」は『史記』では「號爲始皇帝(始皇帝と称した)」(秦本紀)のように、名称をいう場合に用いられることが多い。ただ、なかには、

彼三晉之兵素悍勇而輕齊、齊號爲怯。(孫子呉起列伝)

かの三晋の兵はもとより勇猛果敢で斉を軽視し、斉のことを臆病だと言言している。

のように、名称に関わらないものもある。また「號」は、^④

是時項羽兵四十萬、號百萬。(高祖本紀)

このとき項羽の軍勢は四十万だったが、百万と公言した。

のように、実態より誇張して公言する場合にも用いられる語である。尹氏らの指摘する大事紀年の書式をふまえれば「張楚」を名称として解釈することはできず、したがって「號爲張楚」は「張楚」と公言、あるいは高言したという意味に解釈すべきだと考えられる。

では、陳渉は「張楚」と号することによって、一体何を主張しようとしたのだろうか。尹氏らは「張楚」を楚の再興を意味することばとする一方で、陳渉は楚を拡大して天下を統一することを宣揚するためのスローガンとして「張楚」と号したのだと論じる。これは「張楚」を「張大楚國(楚國を拡大する)」と解釈する『史記集解』秦始皇本紀・『史記索隱』陳涉世家引用の李奇説に依拠したもののだが、『漢書』陳勝項籍伝の顔師古注によると、「張大楚國」は劉徳の説でもあるという。ただ、顔師古はさらに、秦に滅ぼされて「弛」んだ楚を立国したので「張」というのだとする張晏説も挙げており、彼自身はそちらのほうを是としている。^⑤尹氏らは師古注には言及しておらず、「張楚」を本当に「張大楚國」の意味に解釈してよいのかは疑問の残るところである。そこで本章ではまず陳渉が「張楚」と号した経緯を明らかにし、それをふまえながら「張楚」が本来何を意味することばであったかを確認したうえで、なぜ「張楚」が反秦勢力蜂起の契機を

象徴する語として用いられるようになったのかを検討することにした。

陳渉が挙兵した経緯について、『史記』陳渉世家は次のように説明する。すなわち、陳渉は辺境防衛のために徴発され、屯長を務めていたが、任地にむかう途中で大雨により道が通じなくなり、期日までに到着できなくなった。秦律では期日にまにあわない、すなわち失期は斬刑にあたるとして、陳渉は呉広と「逃亡しても大計をあげても死ぬのなら、国のために死ぬべきだ」と相談し、挙兵を決意したのだという。ここだけをとりあげると、陳勝・呉広の乱は不可抗力によって死刑に追いこまれた戍卒たちが起こした反乱だったかのようである。しかし、陳渉はそもそも「燕雀安んぞ鴻鵠の志を知らんや」の故事に示されるとおり、大変な野心家としても伝えられている。彼は呉広とともに狐鳴魚書に象徴される様々な仕込みによって他の戍卒たちの注目を集めると、

D 呉広はもとから人を愛しんでおり、士卒には呉広の役に立とうとする者が多かった。将尉が酔うと、呉広はわざと何回も逃亡したいと言って尉を怒らせ、自分を侮辱するようしむけることで、多くの戍卒を激怒させようとした。尉は果たして呉広を鞭打ったが、尉の剣が抜けてたので、呉広は起ちあがってそれを奪い、尉を殺した。陳勝もそれをたすけ、あわせて二人の尉を殺害した。^⑥

という状況を作りだし、他の戍卒たちに、

E あなたがたは大雨に遭遇し、みな期日にまにあわなくなってしまった。失期は斬刑にあたり、たとえ斬刑にはならなかったとしても、^⑦ 辺戍で死ぬ者は言うまでもなく十人中六、七人である。そもそも壮士として、死なずにすむならそれでよいが、どうせ死ぬなら大名を挙げるだけだ。王侯将相となるのにどうして血筋が関係あろうか。

と呼びかけ、挙兵したのである。

ここで注目したいのは、挙兵の発端が失期による斬刑にあるかのように語られるわりに、傍線部には斬刑にならない可能性も示されることである。実のところ、このとき戍卒たちは任地の漁陽からは遠く離れた大沢郷で宿営していただけであり、本当に斬刑となるのか、たとえばそれを免れたとしても辺戍によって命を落とすのかは、確証のない未来にすぎなか

った。しかし、陳渉と呉広が戍卒たちを率いる尉を殺害したという犯罪行為は、いままさに彼らの目のまえで起きた出来事だったのである。

漢初の法律では故意や闘争による殺人は共謀者ともども棄市されることになっていたが、漢代にはすでに苛法と批難されていた秦律において、同様の殺人罪に対する刑罰が漢初よりも軽かったとは考えにくい。したがって、このとき陳渉と呉広は、尉の殺害により、自身を死刑に追いこんだことになる。当時役人ではない人々がどこまで法律を把握していたのかは不明とはいえ、法による抑止という観点からすれば、故意や闘争による殺人が死刑となることはさすがに周知されていただろう。してみると、このとき戍卒たちの目には、尉の暴力をとまなう抑圧に反抗した結果、呉広と彼に味方した陳渉が、突如として死刑となる状況に陥ったように映っていたのである。戍卒たちはふたりを捕えて役人にひきわたしたり告発したりすることもできただろうが、そうすることで彼らを死刑に追いやることはせず、むしろふたりに荷担することを選択した。その背景には、閭左から徴発された戍卒という、同じたちばから生じる共感や同情のほかに、Dに記される呉広の人望の高さもあつたはずである。また、狐鳴魚書による陳渉への注目度の高さもあつたことだろう。そして、Eでふたりがこのままでは自分たち以外の戍卒も高確率で死ぬかもしれないと主張し、それくらいなら王侯将相になつてやろうとたきつけたのは、戍卒たちのそうした選択を後押しするものだったのである。^⑪

このような視点からすると、陳勝・呉広の乱を苛政に苦しむ民衆が追いつめられて起こした反乱と位置づけるのは、少々正確ではないように思われる。無論、当時は秦の統一からまだ十三年しか経っておらず、減ばされた六国の地では少なからず不満が募っていた。代々韓の宰相を務めた家系の張良が巡行中の始皇帝を殺害しようとしたことはよく知られているが、そうした亡国の徒はもとより、犯罪者として麗山の刑徒となつていたところを集団で逃亡した黥布のような者もいた。一方で劉邦は秦の役人となっており、その点で新しい世に順応していたとはいえるものの、亭長として麗山に人夫を輸送していた道中、やはり逃亡者が多く出たという話が残っている。Dによると、陳渉らを率いていた尉は「逃亡した

い」とくり返す呉広を鞭打ったというが、すでに逃亡者を出してしまった劉邦は、このままでは全員逃げだすだろうとみて、残りの人夫を解放すると、みずからも逃亡した。陳渉ら戍卒たちのなかにも、実行には移していなかっただけで、逃亡したと思っていた者は少なからずいたことだろう。陳渉・呉広はそうした彼らの不満を背景に、苛酷といわれる秦律や辺戍への印象を逆手にとつて、戍卒たちを「このままでは自分たちも刑死するか、あるいは辺戍によって死ぬかもしれない」と惑わした。この点において、陳勝・呉広の乱は、このふたりによって扇動された、作爲的に引きおこされた反乱だったといえる。

『史記』陳涉世家によると、陳渉と呉広は挙兵に先んじ、占いをしに行つたという。そして、その結果から人々をおどすのが吉と判断し、狐鳴魚書からはじまる一芝居をうつたというが、一連の経緯からしてみても、彼らが人心を操る演出に長けていたことは確かである。ふたりはさらに戍卒たちが挙兵に賛同するや、

Fそこで公子扶蘇と項燕を詐称し、人々の望みに寄りそつた。右肩を肌脱ぎ、大楚と称した。祭壇をつくつて盟し、尉の首で祭祀をおこなつた。¹²

というパフォーマンスもしているが、これにより尉の殺害は祭祀で犠牲を捧げた行為へと塗りかえられた。本来は陳渉・呉広のふたりによる犯罪行為であつたはずのそれは、祭祀の参加者たち、つまりは挙兵した者たちで構成される共同体での盟により、祭祀の一環として共有されたのである。¹³

ただ、彼らは所詮、九百人程度の戍卒から派生した群盗にすぎなかつた。しかも、戍卒とはいつても任地への移動中に挙兵したため、拠点となる土地もなく、Dで尉の武器を奪っていることにも示されるように、個々人が武器を携えているわけでもなかつたのである。¹⁴ そうした烏合の衆がいきなり挙兵したとしても、どうせすぐに制圧されるだろうとみて、与しようとしないうちも少なからずいたことだろう。特に、陳渉たちは挙兵するとすぐに近隣の城邑を襲っているが、城邑の人々は戍卒たちとは違い、「どうせ死んでしまうのなら」と思うような状況にあつたわけでもない。挙兵に加われれば死ぬ

こともありうるなかで、成功するとも思えない反乱に進んで加わりうとする者は、そう多くはいなかったはずである。

そこで陳渉たちは、Fにいうように始皇帝の長子扶蘇と戦国の楚最後の将軍である項燕の名を利用した。実際には戍卒として徴発された、いつてしまえば寄せあつめの集団にすぎなかった彼らではあるが、名のある将軍が高貴な人物をいただいて率いているとなれば、印象はがらりと変わる。しかも、項燕は楚人の関心を大いにひく人物でもあった。項燕の最期については当時すでにわからなくなっていたとはいえ、いづれにせよ彼が滅亡に瀕した楚軍を率い、秦軍と戦いつづけたことに違いはない¹⁵⁾。陳渉の挙兵はそれからわずか十五年ほどのちのことであり、その配下には周文のように実際に項燕軍に属していた者もいた。したがって陳渉が項燕の名をもちだしたことは、かつて楚が秦に滅ぼされたときの記憶を人々に思いおこさせるものだったのである。そして、二世皇帝よりも始皇帝の後継者としてふさわしいとされていた扶蘇の名を掲げたことは、秦の官吏たちを大いに動揺させるものだった。『史記』陳渉世家によると、陳渉らは近隣の城邑を次々と下し、ひと月も経たないうちに車六七百台、騎馬千以上、兵卒数万人も勢力にまで成長したというが、ろくな武器も持っていなかった彼らがこのように急速に勢力を拡大しえたということは、彼らを制圧すべき秦の官吏たちが在地でしかるべき対応をとらなかつたことを示唆している。事実、陳渉らが陳に入城する際には、すでに近隣の城邑が彼らに下されているという非常事態が起きていたにもかかわらず、なぜか陳の守令は陳を不在にしており、守丞だけが彼らに応戦した。こうした状況からして、秦の官吏たちは扶蘇の名を掲げる武装勢力に対してどのように対処すべきかわからず、混乱状態に陥っていたのだと考えられる¹⁶⁾。

こうして陳渉は楚の古都である陳に入城すると、楚の社稷を立てなおし、在地の有力者たちの支持のもと、王として即位した。すなわち、始皇帝が滅ぼした国の社稷を再建し、始皇帝が滅ぼした王という存在を復活させたのである。これにより、陳渉の挙兵は単なる群盗の武装蜂起ではなく、始皇帝の創出した統一秦そのものを否定する、政治的意図をもった反乱であることが明示された。彼が「張楚」と号したのは、まさにそのタイミングのことだったのである。

先述のように、劉徳や李奇は「張」を「張大」、つまりは拡大の意味に解釈するが、それを支持する尹氏らは、陳渉が「張楚」と号したのちに、秦本土だけではなく旧六国の故地にも軍を派遣し、楚の勢力を拡大していこうとしたことに着目する。陳はただ楚の古都というだけでなく、楚地と中原を繋ぐ門戸でもあり、だからこそ陳渉はそこで「張楚」と号すると、楚地の外にも軍を派遣していった。こうした経緯からは、「張楚」ということばに楚の勢力を拡大していこうとする含意があったことは、確かに否定することがむずかしい。ただ、「張楚」が直接「楚を拡大する」ことを意味していなかったことは、次の一文に示されるとおりである。

G (陳王は) いまずに大楚を張り、陳で王となると、呉広・周文に百万の兵を率いさせ、西のかた秦を攻撃させている。¹⁸⁾

これは陳渉が趙地に派遣した武臣の発言とされるものであり、陳渉が諸将を楚地の外へと派遣しはじめたばかりのとき、つまりは楚の勢力を拡大しようとしはじめたばかりのときに述べられたものである。「大楚」はFにもみえる語だが、漢の尊称を「大漢」ということからして、「大楚」は楚の尊称だと考えられる。したがって「張」が拡大の意味なら、傍線部は「すでに楚を拡大し」という訳になるが、陳渉の即位時にはまだ楚の勢力は楚地の外に出ておらず、その段階で「すでに楚を拡大し」ていたということはできない。Gの段階ですらまだ楚の勢力は拡大しはじめたばかりだったのであるから、「張」を拡大の意味に解釈すると、時系列に齟齬をきたすことになるのである。

一方、顔師古が支持する張晏説のように、滅亡して「弛」んだ楚を立国したので「張」というのであれば、傍線部は「楚を再興し」という訳になり、時系列とも合致する。したがって「張楚」は本来、秦に滅ばされた楚を再興したことを意味することばだったと考えられるのである。先行研究のなかにはFやGにみえる「大楚」と「張楚」を区別しないものもあるものの、以上のように解釈した場合、両者は次のように区別されるものだった。すなわち、陳渉は卒兵と同時に「大楚」と称し、さらには項燕の名も騙ることによって、みずからが楚の勢力であることを表明した。そうすることで楚地に住まう多くの人々の支持を獲得すると、楚の古都である陳で楚の社稷を再建し、王として即位した。そして今度は楚

地と中原の門戸でもあるその地において、天下に「張楚（楚を再興したぞ）」と公言したのである。

以上をふまえたうえで、あらためてAとCをみてみると、いずれも陳渉が楚を再興したとは明言しておらず、かわりに「張楚と為した」、「号して張楚と為した」と述べていることに気づく。これはすなわち「楚を再興したとした」、「楚を再興したと公言した」という意味であるから、楚の再興を客観的な事実として伝えるものではなく、陳渉がそう主張したことを伝えるものとして解釈しなければならない。とりわけ先述の「號」の字義にもとづくならば、「号して張楚と為した」という表現には、それが大言であったことを示す意図もあつたのだと考えられる。後世のわたしたちは、こののち楚以外の旧六国も再興していくことを知っており、陳渉による楚の再興はその先駆けとみなしてしまう。しかし、そうした未来をまだ知らない当時の人々にとって、楚の再興はあくまで一地方に突如出現した反乱勢力が、そう自称したものにすぎなかったのである。^④

したがって、「張楚」は国号でも政権名でもなければスローガンでもなく、楚の再興を公言したことばそのものだった。もつとも、人心にうったえる演出に長けた陳渉のこと、そこには様々なねらいもあつたことだろう。尹氏らが着目するよに、わざわざ「張」字でもって楚の再興を表現したのは、楚の勢力を拡大していこうとする気炎の表れともみえるし、楚を再興するということは、始皇帝の滅ぼした国を再興するということであるから、それを意味する「張楚」ということは、おのずと反秦の象徴にもなったと思われる。とりわけ、そうした「張楚」の語を用いた「張楚之歳」という大事紀年は、反秦の意図をより明確に表すものだった。正朔を奉ずるという觀念からして、秦の暦ではなく独自の暦を用いるということは、秦の定める時間軸のなかでは生きないということ、つまりは秦の支配からの脱却を意味することになるからである。

大事紀年が前年を代表する出来事でもって翌年を表すものである以上、陳渉が楚を再興して秦の体制を否定したことは、「張楚之歳」という大事紀年によって、より象徴的な一大事として位置づけられるはずだった。しかし、事態はその後、

陳涉の思惑どおりには進まなくなっていく。趙地に派遣した武臣は陳涉の意に反して趙王となり、その配下の韓広も派遣先の燕地で自立し燕王となった。斉地では陳涉配下の周市の侵攻に反発するかたちで旧斉王室に連なる田儼が斉王となり、周市もまた魏地の人々に即位するよう求められた結果、旧魏王室の出である魏咎を魏王として擁立した²¹。こうして「張楚之歳」にあたる二世二年が幕を開けるまでに韓以外の旧六国がすべて再興し、さらには項羽や劉邦といった諸勢力までもが蜂起することとなったのである。

そして肝心の陳涉自身は、二世二年がはじまってから三ヶ月も経たないうちに敗死してしまった。ただ、楚地にはその後、陳涉に正統性を認める政權が樹立されることとなる。劉邦はそこから抬頭し、項羽らとともに秦を滅ぼすと、さらには項羽を制することによって、漢王朝を創始した。そうした経緯のなかで、「張楚之歳」はただ陳涉による楚の再興と秦の否定を称揚するだけのものではなく、そこからはじまる反秦勢力の蜂起を顕彰する意味も帯びるようになっていったのではなからうか。『史記』陳涉世家の次の記述は、そのことを示唆しているように思われるのである。

且陳涉はとうに死んでしまったとはいえ、彼が任命し派遣した侯王将相がともにとうとう秦を亡ぼしたのは、彼の首事によるものである。高祖のときに陳涉のために墓守三十家を碣にもうけ、いまにいたるまで犠牲を供えて祀っている。²²

これによると、劉邦は陳涉に「首事」、すなわち最初に大事をはじめた功績を認めていた。ただし、その「首事」の内容は最初に挙兵したことで、楚を再興したことでなく、のちに秦を滅ぼすことになる侯王将相たちを任命し派遣したことでとされている。実際に秦を滅ぼした中心人物たちは陳涉が直接任命し派遣した人々ではなかったが、陳涉によって始皇帝が滅ぼしたはずの王という存在が復活し、王が侯将相を任命するという状況が再び生まれたことは確かである。そして、彼が麾下の人々を侯王将相に任命し各地に派遣したことによって、陳勝・呉広の乱は楚地から全土へと飛び火した。秦を滅ぼしたのは、そうして各地から挙兵した人々だったのである。²³

秦末漢初期の諸事象を俯瞰してみることで、後世のわたしたちにとって、秦滅亡の端緒は大沢郷における陳涉の挙

兵にこそおかれている。しかし、この「首事」の概念に示されるように、当時を実際に生きていた劉邦をはじめとする人々にとっては、陳渉が王となって「張楚（楚を再興した）」と公言し、諸將を各地に派遣した時点こそが「はじまり」だった。²⁶ A・Cが陳渉の挙兵からではなく、陳渉の即位と彼が「張楚」と号したところから諸勢力の蜂起を述べるのもそのためであって、そうした歴史認識から、「張楚」の語は次第に反秦勢力蜂起の起点を示すものとして、象徴的に用いられるようになっていったのだろう。記念碑でもある「張楚之歳」という大事紀年は、陳渉の思惑どおりには事態が進展しなかったことともあいまって、「張楚」の語にそうした象徴性が具わることを助長したものと思われる。

してみると、政治の文脈では「首事」の語によって示される「はじまり」を、術数の文脈では「張楚」の語によって表したのではなからうか。すなわち、「五星占」や「刑徳」に記される「張楚」の語は、反秦勢力蜂起の年を表すと同時に、秦が滅び漢が樹立されるための「はじまり」の年を示すものでもあったのである。劉邦が諸勢力にさきがけて関中入りし、漢王朝の誕生を示唆する東井での五星会聚が起きるためには、陳渉が楚の再興を公言して秦の統治体制を否定し、各地に軍を派遣して反乱を全土におしひろめることが不可欠だった。劉邦をはじめとする諸將はそれによって挙兵したのであるから、「張楚」はそのことを象徴すると同時に、秦漢王朝交替の黎明を告げる語としても用いられていたのである。²⁷

① 大事紀年は戦国時代の楚のものがよく知られているが、斉などほかの国でも用いられており、その起源は西周時代までさかのぼれる（黄尚明、二〇一五）。

② もっともこれは秦と同じ十月歳首の場合である。なお、藤田（二〇一三）は「張楚之歳」を陳渉の紀年ではなく懷王心政権の紀年とし、藤田（二〇一五、一八四頁）ではその根拠を一部改めつつも、やはり懷王心政権の紀年だと推測する。しかし、それでは「張楚之歳」は懷王心政権が成立した二世二年六月以降に制定され、使用されはじめたことになる。「張楚之歳」については不明な点が多く、史料の増

加をまつてからあらためて論じなければならないが、兎子山遺址出土觚の「張楚之歳」が陳渉政権崩壊後に記されたものであるならば、それは陳渉の制定した「張楚之歳」という大事紀年を、陳渉の後継集団が陳渉死後も使用しつづけたことを意味するのではなからうか。

③ 国号説に関わる諸説については尹（二〇二二）参照。

④ 同様の例として、『漢書』地理志下・齊地「故其俗彌侈、織作冰紈、綺繡純麗之物、號爲冠帶衣履天下」などが挙げられる。

⑤ 『漢書』陳勝項籍伝・顔師古注「先是楚爲秦滅、已弛、今立楚、爲張也。」

「弛」と「張」は弦が弛んでいる状態と張っている状態を指す対義語であり、『楚辭』七諫「弧弓弛而不張兮」、そこから両字でもって同じ物事でも時に応じて状態が対極に変化することを表す用法が生じた。『韓非子』解老「故萬物必有盛衰、萬事必有弛張」はその好例であり、ここでは「弛張」と「盛衰」が対になっているが、『韓非子』說難「及彌子色衰愛弛」では「弛」が「衰」と対になり、盛んだったものが衰えることを表している。したがってその対義語としての「張」は、衰えていたものが盛んになるという意味に解釈できる。

- ⑥ 『史記』陳涉世家「吳廣素愛人、士卒多爲用者。將尉醉、廣故數言欲亡、忿恚尉、令辱之、以激怒其眾。尉果笞廣。尉劍挺、廣起、奪而殺尉。陳勝佐之、并殺兩尉。」

- ⑦ 『史記』陳涉世家「公等遇雨、皆已失期、失期當斬。藉第令毋斬、而戍死者固十六七。且壯士不死即已、死即舉大名耳、王侯將相寧有種乎。」

- ⑧ 法制史の観点からも、陳涉らの状況では実際には斬刑に処されることはなく、陳涉の「失期當斬」という発言は拳兵のための口実や手段、あるいは陳涉が法律を誤解していたからだという議論がなされている。関連する先行研究も含めて、詳しくは朱錦程ら（二〇一七）参照。なお、張家山漢簡「二年律令」398に「當戍、已受令而連不行盈七日、若戍盜去署及亡盈一日到七日、贖耐。過七日、耐爲隸臣。過三月、完爲城旦」とあるように、漢初にはたとえ戍卒が逃亡した場合であっても死罪になることはなかった。「二年律令」の図版・釈文は以下も含め富谷編（二〇〇六）・彭浩ら主編（二〇〇七）参照。

- ⑨ 張家山漢簡「二年律令」21に「賊殺人、鬪而殺人、棄市」、23に「賊殺人、及與謀者、皆棄市」とある。また、公務のことで官吏を殴打したり悪罵したりした場合は、同列の者を殴打した場合より科罰が重くなった（富谷編、二〇〇六、三五頁）。そのため、陳涉らのよう

に公務に関わって官吏を殺害した場合は、より重罪になったことも考えられる。

- ⑩ なお、劉邦が天下平定後に発した詔に「吏以文法教訓辨告、勿笞辱」（『漢書』高帝紀下）とあることからして、法にそむきかねない言動をとる者を吏が鞭打ち辱める行為は珍しくなかったようである。本章注⑥前掲史料傍線部にも「辱」「笞」とあるように、呉広が尉をわざと怒らせたのは、当時のそうした実情をふまえてのことだったと考えられる。

- ⑪ 「王侯將相寧有種乎」という成語に表される觀念が、戦国後期に陳へと東遷したのちの楚に由来するものであることは、太田（二〇一九）参照。

- ⑫ 『史記』陳涉世家「乃詐稱公子扶蘇・項燕、從民欲也。袒右、稱大楚。爲壇而盟、祭以尉首。」

- ⑬ なお、『史記』魏豹彭越列伝によると、彭越も拳兵に際して人を殺し、壇を設けて祭祀をおこなっている。これは柴田（二〇一八、三三三～三四頁）が指摘するように軍令を徹底させるためであって、陳涉らの場合とは主旨が異なるが、いずれの場合にも壇を設けた祭祀によって、犯罪であるはずの殺人行為を正当化しようとしている点が注目される。こうした習俗もまた、睡虎地秦墓竹簡「語書」で「郷俗淫失（佚・民不止）」と批難された「郷俗」のひとつだったのだろう。なお、睡虎地秦墓竹簡の図版・釈文は陳偉主編（二〇一四）参照。

- ⑭ 陳涉らがろくな武器ももっていなかったことは、過秦論など後世の評価にも記される。詳細は影山（一九六〇）参照。

- ⑮ 『史記』陳涉世家「陳勝曰、天下苦秦久矣。吾聞二世少子也、不當立、當立者乃公子扶蘇。扶蘇以數諫故、上使外將兵。今或聞無罪、二世殺之。百姓多聞其賢、未知其死也。項燕爲楚將、數有功、愛士卒、楚人憐之。或以爲死、或以爲亡。今誠以吾衆詐自稱公子扶蘇・項燕、

爲天下唱、宜多應者。」

なお、『史記』は楚世家をはじめとする各所で項燕の戦死後に楚王負芻が秦の虜囚になったことを伝えるが、秦始皇本紀では負芻虜囚後も項燕が楚の公子を擁立して秦軍と戦いつづけ、最終的には自殺したことを伝える。

①⑥ なお、藤田(二〇〇二)は扶蘇の名が騙られた理由を検討するにあたって、扶蘇の母が楚人だったのではないかと推測する。扶蘇の母が何人であるかは現状確かめようもないが、いずれにせよ扶蘇の名を騙った理由は本章注⑮前掲史料に述べられるとおりであり、そこには扶蘇と楚のあいだに何らかの関係があったことは示されていない。むしろ傍線部のように、陳涉は楚だけでなく天下を視野に入れていたのであるから、すべてを楚に引きつけて考えないほうがよいと思われる。

①⑦ 『史記』貨殖列伝「陳在楚夏之交、通魚鹽之貨、其民多賈。」『史記正義』「夏都陽城。言陳南則楚、西及北則夏、故云楚夏之交。」

①⑧ 『史記』張耳陳余列伝「陳王、今已張大楚、王陳、使吳廣、周文將卒百萬西擊秦。」

①⑨ 本章注⑤より、「張楚」は「衰えていた楚を盛んにする」、ひいては「楚を再興する」と訳すことができる。

②⑩ 影山(一九六〇)がつとに指摘するように、陳涉に呼応して楚地から蜂起した数千人規模の勢力は必ずしも陳涉に合流しておらず、項羽や劉邦をはじめとする群雄たちもしばらくは「日和見的態度」をとっていた。これらの点も、陳涉による楚の再興が当初はまだ自称とみなされていたことを裏づけている。ただ、『史記』儒林列伝に「陳涉之王也、而魯諸儒持孔氏之禮器、往歸陳王。……以秦焚其業、積怨而發憤于陳王也」とあるように、陳の有力者たち以外にも陳涉の即位を支持する人々がいたことは確かである。

②⑪ 『史記』陳涉世家や張耳陳余列伝によると、陳涉は時勢をみて最終

的には武臣の即位を祝賀したものの、当初は彼らの家族を族滅しようとするほど激怒していた。また、魏豹の即位についても不承不承であったことは、松島(二〇一四)に述べられる。

②② 本章注④に述べる経緯から、懷王心政權は陳涉に正統性を認めていたものと考えられる。

②③ 『史記』陳涉世家「陳勝雖已死、其所置遺侯王將相竟亡秦、由涉首事也。高祖時爲陳涉置守冢三十家碣、至今血食。」

②④ 陳涉死後、楚地ではその生死が確認されないまま、すぐに景駒が楚王として擁立された。しかし、陳涉の命と偽った召平によって上柱国に任じられていた項梁は、景駒らの勢力を陳涉への「逆無道」(『史記』項羽本紀)として撃破し、陳涉の死を確めたあとで、懷王心政權を樹立した。一方の劉邦は、挙兵当初には近隣の景駒政權を頼っており、その途上で同じく景駒政權に身をよせようとしていた張良とめぐりあっている。陳涉に首事を認める立場からはそれは都合な事実となるためか、『史記』は項羽本紀や陳涉世家などでは景駒を「楚王」と記す一方、高祖本紀や留侯世家では「假王」と記している。呉叔のように陳涉によって假王とされた者もいることから、假王であれば「逆無道」にはあたらないのではなからうか。

②⑤ 『史記』陳涉世家に「陳勝葬碣、諡曰隱王」とあるように、碣は陳涉埋葬の地である。ただ、松島(二〇一四)は碣が劉邦と関わりの深い地であることに着目し、前漢国家は関中を拠点とする漢王朝と諸侯王国の連合体であって、日に示される陳涉の顕彰はそうした前漢国家の源流を正当化するものと位置づける。陳涉の「首事」が侯王将相の任命・派遣とされる背景には、そうした意図もあったと考えられる。もっとも、そうした認識には地域差もあった。陳涉は楚地内部では大沢鄉での挙兵直後からすでに各地に分隊を派遣しており、『史記』

項羽本紀に「秦二世元年七月、陳涉等起大澤中。其九月、會稽守通謂

梁曰、江西皆反、此亦天亡秦之時也」とあるように、項羽ら会稽にいたる人々にとっては、大沢郷での挙兵のほうが「はじめり」だった。

②⑦ なお、陳（二〇二二）は二〇一八年から二〇一九年にかけて湖北省荊州で発掘された胡冢草場漢簡や伝世文献の記述をもとに、二世皇帝

の治世期が漢初には漢王朝の前史としてとらえられていたことを指摘する。本稿における「はじめり」の議論とあわせて、着目しておきたい。

おわりに

「五星占」の副葬されていた馬王堆三号漢墓の被葬者は、前一六九年か前一六八年に享年三〇歳から四〇歳で亡くなったというから、ちょうど漢が成立したところに誕生した人物であった。彼が誰かについては諸説あるものの、現在もつとも支持されているのは二代目軟侯利蒼とする説であり、その場合は二号墓に埋葬されていた初代軟侯利蒼は彼の父ということになる。「刑徳」には利蒼の経歴が反映されており、編纂者は利蒼自身かその部下である可能性がもっとも高いということが（程少軒、二〇一四a・二〇一四b・二〇二三）、それはまさに「張楚」からはじまる秦の滅亡と漢の樹立を当事者として経験してきた人々だった。「張楚」の語はそうした人々にとって、時代を変えた転換点を象徴するものだったのである。

したがって「五星占」や「刑徳」で二世元年にあたる年に「張楚」と記してあったのは、二世皇帝のかわりに陳渉に法統を認めていたからではなく、その年にたまたま反秦勢力が蜂起し、秦漢王朝交替の幕が開けたからだった。ただ、術数の観点からすれば、始皇帝の死後すぐに「張楚」によって反秦勢力が蜂起したことは、単なる偶然とはみなされていなかったことだろう。天官書の文脈にもとづけば、六国を滅ぼし、四夷との戦争も始め、蚩尤以来とされる戦乱の世を生みだした始皇帝の治世が終わってすぐに「張楚」、すなわち王朝交替の分岐点が生じたことは、やはり意味あることとみなされていたのだと思われる。「五星占」の運行表が始皇元年からの紀年を改元することなく漢元年に接続しているのも、惑星の運行をもとに漢王朝の成立が始皇元年からすでに定まっていたことを強調するためだけではなく、始皇帝が生みだし

た乱世を漢が治めたことを主張するためでもあったのではなからうか。「五星占」と天官書の文脈を重ねあわせてみると、そのように推察されるのである。^③

① 湖南省博物館ら (二〇〇四、二三七頁)・湖南医学院馬王堆漢墓研究小組 (二〇〇四) 参照。

② 諸説は傳挙有 (二〇一六) にまとめられる。史書の伝える利姁の没年と三号墓の下葬年代は合致しないが、孫慰祖 (二〇〇二) のように封泥の復原から利姁説を主張するものもある。

③ なお、柴田 (二〇一三) は『史記』に記された劉邦よりまえの王者にはいずれも黄帝との関係性を示唆する記述がある一方、劉邦にはそれが無いことに着目し、劉邦は世界の新しい王者として『史記』のな

かに出現すると指摘する。『史記』では蚩尤の乱を制したのちに黄帝が即位したことになっているため、天官書のいう蚩尤以来の戦乱とは、黄帝の世がはじまって以来未曾有の戦乱のことだと解釈できる。柴田氏の指摘もふまえてみると、天官書の記述は漢が始皇帝からはじまる乱世を終わらせてただけではなく、黄帝からはじまる世をも終わらせて、まったく新しい世を生みだしたことを示唆しているようにも思われる。『漢書』天文志では蚩尤に関わる箇所が削除されている点とあわせて、注目しておきたい。

【引用文献一覧】

(日文)

浅野裕一 一九九二『黄老道の成立と展開』創文社

浅原達郎 二〇〇〇『漢元年の惑星集合』京都大学人文科学研究所『人文』第四七号 (京都大学人文科学研究所ホームページ「所報『人文』」<http://oldwww.zihunkyoto-u.ac.jp/shoho/sh47/kaki.html> (最終閲覧日:二〇二五年四月一八日))にて同文とアニメーションを閲覧可)

稲畑耕一郎 一九八四『楚文化研究の進展とその成果について』『中国文学研究』一〇

大櫛敦弘 一九九五『統一前夜——戦国後期の「国際」秩序——』『名古屋大学東洋史研究報告』一九 (大櫛 (二〇二五) に再録)

大櫛敦弘 二〇二五『秦漢統一国家体制の研究』汲古書院

太田麻衣子 二〇一九『東遷後の楚と秦末の楚・春申君から「王侯将相寧んぞ種あらんや」へ』『アジア史学論集』一一

太田麻衣子 二〇二五『馬王堆漢墓帛書「五星占」運行表の示すもの——「漢之興、五星聚于東井」との関わりから——』『中国出土資料研究』二一九

大庭脩 一九八二『秦漢法制史の研究』創文社

岡村秀典 一九九一『戦国から秦漢への文様の展開』『泉屋博古館紀要』七

影山剛 一九六〇『陳涉の乱について 秦末の乱序説 第一章』『福井大学文学部紀要』第3部社会科学、一〇

栗原朋信 一九五七『南越の君主号についての小考』『史観』五〇・五一

栗原朋信 一九六〇「『惟漢三年大并天下』 瓦当についての小考」 福井博士頌寿記念論文集刊行会編『東洋思想論集』 福井博士頌寿記念論文集刊行会
(栗原朋信(一九七八)に瓦当の拓本図版を加えて再録)

栗原朋信 一九七二「秦と漢初の「皇帝」号について」 東方学会『東方学論集』 東方学会創立二十五周年記念 東方学会(栗原朋信(一九七八)に再録)

栗原朋信 一九七八「上代日本対外関係の研究」 吉川弘文館

作花 一志 二〇〇一「惑星会合(2)——惑星会合より見た中国古代史」『天文教育』 一月号

柴田昇 二〇一一「陳勝論ノート——陳勝呉広の乱をめぐる集団・地域・史料」『名古屋大学東洋史研究報告』三五(柴田(二〇一八)に再録)

柴田昇 二〇一二「秦末の抵抗運動」 吉尾寛編『民衆反乱と中華世界——新しい中国史像の構築に向けて』 汲古書院(柴田(二〇一八)に再録)

柴田昇 二〇一三「『史記』項羽本紀考」『愛知江南短期大学紀要』四二(柴田(二〇一八)に再録)

柴田昇 二〇一八「漢帝国成立前史 秦末反乱と楚漢戦争」 白帝社

杉村伸二 二〇一一「秦漢初における「皇帝」と「天子」——戦国後期〜漢初の国制展開と君主号」『福岡教育大学紀要』 第二分冊社会科編、六〇

武田時昌 二〇一二「五星会聚説の数理的考察(下)——秦漢における天文暦術の側面」『中国思想史研究』 三三

富谷至編 二〇〇六「江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究」 訳注篇、朋友書店

西嶋定生 一九四九「中国古代帝国形成の一考察——漢の高祖とその功臣」(『歴史学研究』 一四一(西嶋(一九八三)に再録)

西嶋定生 一九七〇「皇帝支配の成立」『岩波講座世界歴史』 4・東アジア世界の形成Ⅰ、岩波書店(西嶋(一九八三)に再録)

西嶋定生 一九八三「中国古代国家と東アジア世界」 東京大学出版会

平勢隆郎 一九九六「南越王墓出土の文字史料」『中国・南越王の至宝』 毎日新聞社

平勢隆郎 一九九八「越の正統と『史記』」『史料批判研究』 一

藤田勝久 二〇〇二「秦始皇帝と諸公子について」『愛媛大学法文学部論集』 人文学科編、一三(藤田(二〇一五)に再録)

藤田勝久 二〇一三「『史記』陳涉世家のフィールド調査」愛媛大学人文学会編『人文学論叢』 愛媛大学人文学会、一五(藤田(二〇一五)に再録)

藤田勝久 二〇一五「『史記秦漢史の研究』 汲古書院

松島隆真 二〇一〇「漢王朝の成立——爵を手がかりに——」『東洋史研究』 六九・一二(松島(二〇一八)に再録)

松島隆真 二〇一四「陳涉から劉邦へ——秦末楚漢の国際秩序」『史林』 九七・一二(松島(二〇一八)に再録)

松島隆真 二〇一七「鉅鹿の戦いとその歴史的意义——「懷王の約」をめぐる項羽と劉邦——」『中国古代史論叢』 九

松島隆真 二〇一八「漢帝国の成立」京都大学学術出版会

吉開将人 一九九八「印から見た南越世界(前篇)——嶺南古璽印考」『東洋文化研究所紀要』 一三六

吉開将人 一九九八「印から見た南越世界(中篇)——嶺南古璽印考」『東洋文化研究所紀要』 一三七

吉開将人 二〇〇〇「印から見た南越世界(後篇)・嶺南古璽印考」『東洋文化研究所紀要』一三九

吉開将人 二〇一四「中国民族人像と考古・歴史ナショナルリズム」『歴史と地理』六七九

吉開将人 二〇二〇「中国近代学術史上の良渚考古学」中国文明多元論、長江文明論の歴史的系譜」中村慎一・劉斌編『河姆渡と良渚——中国稲作

文明の起源——雄山閣

吉本道雅 一九九六「史記を探究する・その成立と中国史学の確立」東方書店

吉本道雅 二〇〇四「漢高祖生年考」立命館東洋史研究会『会報』三八

李開元 二〇〇〇「漢帝国の成立と劉邦集團——軍功受益階層の研究——」汲古書院

(中文)

安徽省文物考古研究所・国家文物局考古研究中心・廈門大学歴史与文化遺産学院・山東大学考古学院・淮南市博物館 二〇二五「安徽淮南武王墩一号墓

考古新發現」『文物』五

鮑善淳 一九七九「張楚」『非国号弁』『文史哲』五

陳侃理 二〇二二「如何定位秦代——兩漢正統觀的形成与確立」『史学月刊』第二期

陳蘇鎮 二〇〇一「漢代政治与《春秋》学」中国廣播電視出版社

陳偉主編 二〇一四『秦簡牘合集』壹、武漢大学出版社

陳寅恪 一九四六『隋唐制度淵源略論稿』商務印書館

陳寅恪 一九四七『唐代政治史述論稿』商務印書館

陳振裕 二〇〇八「楚文化綜論」『慶祝何炳棣先生九十華誕論文集』編輯委員会編『慶祝何炳棣先生九十華誕論文集』三秦出版社

程少軒 a 二〇一四「馬王堆兵占書与軼佚利蒼」『中華読書報』一一月一九日

程少軒 b 二〇一四「馬王堆帛書・戊戌奇風」与楚漢彭城之戰」『簡帛研究』

程少軒 二〇二三「馬王堆帛書・刑德大遊」与秦滅六国戦争」『簡帛史研究』二

傅筌有 二〇一六「馬王堆漢墓墓主人是誰——馬王堆漢墓墓主檢討四十年回顧」湖南省博物館編『紀念馬王堆漢墓發掘四十周年國際學術研討會論文集』

岳麓書社

郭德維 一九九五「楚系墓葬研究」湖北教育出版社

湖南省博物館・湖南省文物考古研究所編著 二〇〇四「長沙馬王堆二、三号漢墓」第一卷・田野考古發掘報告、文物出版社

湖南省文物考古研究所 二〇一三「二十年風雲激蕩 兩千年沈寂後顯真容」『中国文物報』一二月六日

湖南医学院馬王堆漢墓研究小組 二〇〇四「長沙馬王堆三号漢墓骨的檢查、鑑定報告」湖南省博物館ら(二〇〇四)所収

胡文輝 二〇〇〇『中国早期方術与文献叢考』中山大学出版

黃尚明 二〇一五「大事紀年法并非始于楚」《江漢考古》六

卡林諾斯基 M. (Kalinowski, Marc) 一九九五「馬王堆帛書《刑德》試探」《華學》一

李瑞 二〇二四「楚國最高等級墓葬已提取文物超千件 武王墩墓考古工作取得重要成果」《中國文物報》四月一九日第二版

李學勤 一九八一「新出簡帛與楚文化」湖北省社會科學院歷史研究所編《楚文化新探》湖北人民出版社

李學勤 一九八四《東周與秦代文明》文物出版社

劉節 一九三五「壽縣所出楚器考釋」《楚器圖釋》國立北平圖書館

劉美子·陳曙·屈彥 二〇二五「安徽淮南武王墩一號墓田野考古發掘結束 出土文物過萬件」新華網、一月九日、http://www.news.cn/20250109/d0fb3d8fe684e718c230e3dc5e8198_c.html 最終閱覽日：二〇二五年四月一八日

劉乃和 一九七五「帛書所記《張楚》、國号與西漢法家政治」《文物》五

明星 二〇一三「湖南益陽兔子山遺址出土《張楚之歲》文字實物」人民網、七月三日（掲載元：新華網）、<http://culture.people.com.cn/n/2013/0723/c172318-22294912.html> 最終閱覽日：二〇二五年四月一八日

彭浩·陳偉·王藤元男主編 二〇〇七『二年律令與奏讞書——張家山二四七號漢墓出土法律文獻研究』上海古籍出版社

裘錫圭主編 二〇一四 湖南省博物館·復旦大學出土文獻與古文字研究中心編纂《長沙馬王堆漢墓簡帛集成》壹·肆、中華書局

蘇秉琦 一九八二「從楚文化探索中提出的問題」《江漢考古》一

孫慰祖 二〇〇二「馬王堆三號墓墓主之爭與利稀封泥的復原」《上海文博論叢》二

田余慶 一九八九「說張楚——關於《亡秦必楚》問題的探討」《歷史研究》二（田余慶《秦漢魏晉史探微（重訂本）》（中華書局、二〇〇四）に再録）

王紅星 一九九一「包山簡牘所反映的楚國曆法問題——兼論楚曆沿革」湖北省荊沙鐵路考古隊編《包山楚墓》文物出版社

夏鼐 一九八二「楚文化研究中的幾個問題」《江漢考古》一

辛德勇 二〇一五「馬王堆帛書《張楚》注記與《史記·秦楚之際月表》之尊漢、尊楚問題」《出土文獻》六

尹弘兵·謝曉來 二〇二二「《張楚》新解」《長江大學學報（社會科學版）》一

俞偉超 一九八一「關於楚文化發展的新探索」湖北省社會科學院歷史研究所編《楚文化新探》湖北人民出版社

俞偉超 一九八二「關於當前楚文化的考古學研究問題」湖南省博物館編《湖南考古輯刊》一

俞偉超 一九八四「序言」楚文化研究会編《楚文化考古大事記》文物出版社

張政娘 一九七九「關於《張楚》問題的一封信」《文史哲》六

趙德祥 一九八一「《張楚》小議」《遼寧師院學報》二

朱錦程·蘇俊林 二〇一七「秦、失期、法皆斬、新証」《簡帛研究》（秋冬卷）

（英文）

Karlbeck, Oscar (1926) "Notes on some Early Chinese Bronze Mirrors" *China Journal of science and Arts*, 4(1), pp. 3-9.
Johansson, Perry (2012) *Saluting the Yellow Emperor : A Case of Swedish Sinography*, Leiden : Brill Academic Pub.

【謝辞】 本研究はJSPS科研費「P19K01025」の助成を受けたものです。

(国士館大学文学部准教授)

The Significance of the Term “Zhang Chu”

by

ŌTA Maiko

“Zhang Chu” 張楚 was the term proclaimed by Chen She 陳涉 when he declared himself king during the Chen Sheng–Wu Guang Uprising. Among the Mawangdui Silk Texts, the *Wuxing Zhan* 五星占 and *Xingde* 刑德 record the term “Zhang Chu” in the place where the era name for the first year of the Second Emperor’s reign should have appeared. This led to previous scholarship interpreting Zhang Chu as either a dynastic name, an era name, or the name of a political regime, and to the view that in the early Han period, Zhang Chu was regarded as the legitimate successor instead of the Second Emperor of Qin.

However, as discussed in the first section of this paper, such interpretations in previous scholarship arose under the influence of the Cultural Revolution and theories of Chinese civilizational pluralism, and are therefore inappropriate. During the Cultural Revolution, Zhang Chu was positioned as the “revolutionary regime” established by Chen She, who led a “peasant uprising,” and with the rise of the idea of Chinese civilizational pluralism, the role of Chu began to be emphasized. As a result, previous scholarship focused solely on the term “Zhang Chu,” without taking into account the character of the *Wuxing Zhan* and *Xingde* as *shushu* 術数 texts, that is, texts on divination, and ended up evaluating the Chen She regime to an extent that exceeded its historical reality.

Accordingly, in order to interpret the meaning of the term “Zhang Chu” within the context of *shushu* texts, attention is directed in the second section to the description in the “Treatise on the Celestial Offices” 天官書 chapter of the *Shiji* 史記. In that chapter, as in the *Wuxing Zhan*, the term “Zhang Chu” is used without any reference to the Second Emperor as it describes the sequence of events from the reign of the First Emperor to the establishment of the Han dynasty. By analyzing such a context, this paper clarifies that in *shushu* texts, the term “Zhang Chu” is used as a marker indicating the starting point of the anti-Qin uprisings.

Furthermore, section three first provides a detailed analysis—including a legal-historical perspective—of the process from Chen She’s uprising to his

proclamation of “Zhang Chu” in order to clarify this term’s original meaning and why this term came to bear its particular meaning. The evidence shows that the Chen Sheng–Wu Guang Uprising was not simply a revolt by peasants driven to desperation under harsh governance, but it was instead an uprising largely instigated and contrived by Chen Sheng and Wu Guang themselves. Taking into account these historical circumstances and the validity of various grammatical interpretations of the primary sources, this paper demonstrates that the term “Zhang Chu” originally referred specifically to the very words with which Chen She publicly proclaimed that he had restored Chu, and that the term was neither a dynastic appellation nor the designation of a political regime. This paper also argues that “the year of Zhang Chu” 張楚之歲, established under the system of designating years based on significant events, was instituted by Chen She to commemorate the restoration of Chu and to symbolize the repudiation of Qin rule. However, contrary to Chen She’s intentions, before “the year of Zhang Chu” began, the earlier six states, with the exception of Han, had already been restored, and various forces, including those of Liu Bang and Xiang Yu, had risen up. Chen She himself was defeated and killed six months after his uprising. Nevertheless, the subsequent regime established by King Huai of Chu recognized Chen She’s legitimacy over Chu, and Liu Bang then emerged to establish the Han dynasty. Given these historical circumstances, it can be surmised that “the year of Zhang Chu” likely did not merely commemorate Chen She’s restoration of Chu and symbolize the repudiation of Qin rule, but also came to celebrate the anti-Qin uprisings that ultimately led to the fall of Qin and the rise of Han. On this basis, it can be argued that the term “Zhang Chu” came to be used in *shushu* texts as a term denoting the starting point of the anti-Qin uprisings.

Based on this argument, this paper clarifies that the term “Zhang Chu,” as recorded in the *Wuxing Zhan* and *Xingde*, indicates the year of the anti-Qin uprising—that is, the beginning of the transition from the Qin to Han dynasties. Furthermore, it demonstrates that the *Wuxing Zhan* in fact denies the orthodoxy of Chu and asserts that sovereignty was transferred from the Qin dynasty to the Han dynasty, thereby refuting previous studies that interpret the Chen She regime as having been recognized as possessing dynastic orthodoxy in the early Han period.

Keywords: Zhang Chu (張楚), Chen Sheng–Wu Guang Uprising,
Qin–Han transition period, Chu culture